

加古川市上下水道局週休２日制度を活用する工事に係る事務取扱要領
(建築・設備工事)

令和７年３月３１日
管 理 者 決 定

加古川市上下水道局の週休２日制度を活用する建築・設備工事に係る事務の取扱については、加古川市週休２日制度を活用する工事に係る事務取扱要領（建築・設備工事）（以下、「要領」という。）を準用する。この場合において、要領３対象工事本文中「加古川市契約検査課」とあるのは「加古川市上下水道局」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。